

ご注意



経済産業省
中部近畿産業保安監督部



中部地方環境事務所

PCB廃棄物の 処分期限が迫っています!



健康被害が出るおそれがあります!

PCBは急性毒性はありませんが、脂肪に溶けやすく、慢性的に摂取すると体内に蓄積し、様々な症状を引き起こすおそれがあります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、ついで座瘡(ざそう)様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されています。



処分しないと罰則!

国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けされており、地域ごとに定められた処分期間内に処分をしないと罰則があります。また、不法投棄、不法譲渡、無許可業者への処分等の委託は禁止されています。処分するまでは適正に保管してください。改善命令違反には3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科が処せられます。



まもなく処分できなくなる!

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければならず、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。この期限は、処理施設の立地自治体との約束で設けられており、期限の延長はできません。期限間際には混雑が予想されるため、早めの手続きをお願いします。



変圧器



コンデンサー



業務用・施設用蛍光灯の安定器



[高濃度PCB廃棄物の処分期間]

※低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月31日まで

大阪事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和3年3月31日まで
照明器具の安定器* 令和3年3月31日まで

北九州事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成30年3月31日まで
照明器具の安定器* 令和3年3月31日まで

北海道(室蘭)事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで
照明器具の安定器* 令和5年3月31日まで

東京事業エリア

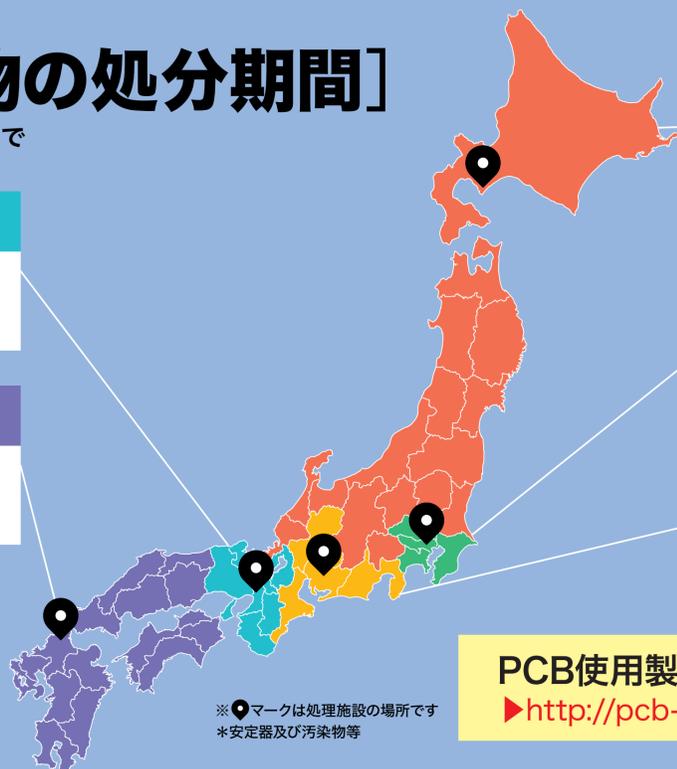
変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで
照明器具の安定器* 令和5年3月31日まで

豊田事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで
照明器具の安定器* 令和3年3月31日まで



詳しくは「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご確認ください。
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>



※マークは処理施設の場所です
*安定器及び汚染物等

PCB使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>